本号で公布された法令のあらまし

◇地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第四一〇号）（総務省）

1　普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲に関する事項

地方自治法第二二一条第三項の規定による普通地方公共団体の長の調査権の対象となる法人等の範囲を改めることとした。（第一五二条関係）

2　財務会計制度に関する事項

㈠　地方自治法第二四三条の規定により私人に徴収又は収納の事務を委託することができる公金の範囲を改めることとした。（第一五八条第一項関係）

㈡　地方自治法第二三四条第二項の規定に基づき随意契約によることができる場合を改めることとした。（第一六七条の二第一項関係）

㈢　地方自治法第二三四条第六項の規定による競争入札の開札の手続きを改めることとした。（第一六七条の八第二項関係）

㈣　地方自治法第二三八条の五第二項の規定による信託の目的の範囲を改めることとした。（第一六九条の六第一項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第四一一号）（警察庁）

1　運転経歴証明書の交付を申請することができる期間を延長することとした。（第三九条の二の四関係）

2　運転免許等に関する手数料の標準を改めることとした。（第四三条関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇鉱業法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（政令第四一二号）（経済産業省）

鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二三年法律第八四号）の施行期日は、平成二四年一月二一日とすることとした。

◇鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令（政令第四一三号）（経済産業省）

1　特定鉱物関係

鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二三年法律第八四号）により、改正後の鉱業法（昭和二五年第二八九号）に第六条の二の規定が新設されたことに伴い、鉱物のうち国民経済上重要な鉱物を定めることとした。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、平成二四年一月二一日から施行することとした。

◇鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第四一四号）（経済産業省）

1　経済産業局長の権限を経済産業大臣の権限とすることとした。

2　鉱業法の一部を改正する等の法律（平成二三年法律第八四号。以下「改正法」という。）による改正後の鉱業法（昭和二五年法律第二八九号）第五一条の二の規定において鉱業権の移転の許可に関する規定が新設されたことに基づき、登録権利者だけで申請することができる登録に鉱業権の移転の登録を追加することとした。

3　経済産業大臣の権限について経済産業省令で定めることにより経済産業局長に委任することができる旨を定めることとした。

4　改正法により新たに規定された手続きに係る手数料を定めること等とした。

5　この政令は、平成二四年一月二一日から施行することとした。

◇家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令（政令第四一五号）（消費者庁）

1　家庭用品品質表示法（昭和三七年法律第一〇四号）（以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づく指示、同条第三項の規定に基づく公表、第一〇条第一項の規定に基づく申出の受理、同条第二項の規定に基づく調査及び第一九条第二項の規定に基づく報告の徴収に関する事務のうち、一の市内のみにある販売業者（卸売業者を除く。）に関するものは当該市長が行うこととした。（第四条関係）

2　法第一九条第二項の規定に基づく立入検査に関する事務であって、販売業者（卸売業者を除く。）に関するものは、その店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する市長が行うこととした。（第四条関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第四一六号）（経済産業省）

1　魚粉及び魚かす等の輸出について承認を要しないこととした。（別表第二関係）

2　輸出貿易管理令別表第一の一六の項に掲げる貨物のリビアを仕向地とする輸出について、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある特定の場合等に経済産業大臣の許可を要することとした。（別表第三の二関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。ただし、別表第三の二の改正規定は、平成二四年二月一日から施行することとした。

◇厚生年金基金令の一部を改正する政令（政令第四一七号）（厚生労働省）

1　厚生年金基金の一部の設立事業所が確定拠出年金へ移行する際には、当該基金は移換に係る部分の積立不足に限定して、移換に係る設立事業所の事業主から掛金を一括徴収することとした。（第四一条の四及び第四一条の六関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（政令第四一八号）（厚生労働省）

1　確定給付企業年金の制度終了時における残余財産の分配について、加入者が掛金を負担した場合に残余財産を優先分配できるようにすることとした。（第五七条関係）

2　確定給付企業年金の一部の実施事業主が確定拠出年金へ移行する際には、移換に係る部分の積立不足に限定して移換に係る事業主は掛金を一括拠出することとした。（第八九条及び第九一条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（政令第四一九号）（法務省）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二一年法律第七九号）の施行期日は平成二四年七月九日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は同年一月一三日とすることとした。

◇日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（政令第四二〇号）（法務省）

一　市町村の事務に関する規定

1　特別永住者証明書の交付に係る市町村の事務

㈠　市町村の長は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七〇一号。以下「法」という。）第七条第二項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとすることとした。（第一条関係）

㈡　市町村の長は、法第七条第二項又は第一一条第二項（法第一二条第三項、第一三条第二項及び第一四条第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定により特別永住者証明書を交付した場合には、その旨、交付した年月日及び当該特別永住者証明書の番号を法務大臣に通知するものとすることとした。（第二条第一項関係）

㈢　㈡による通知は、法務大臣が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により行うものとすることとした。（第二条第二項関係）